

知多市告示第42号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図面は、令和7年3月31日から2週間、都市整備部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月31日

知多市長 宮 島 壽 男

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和7年3月31日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域及び排水施設の位置（別紙のとおり）

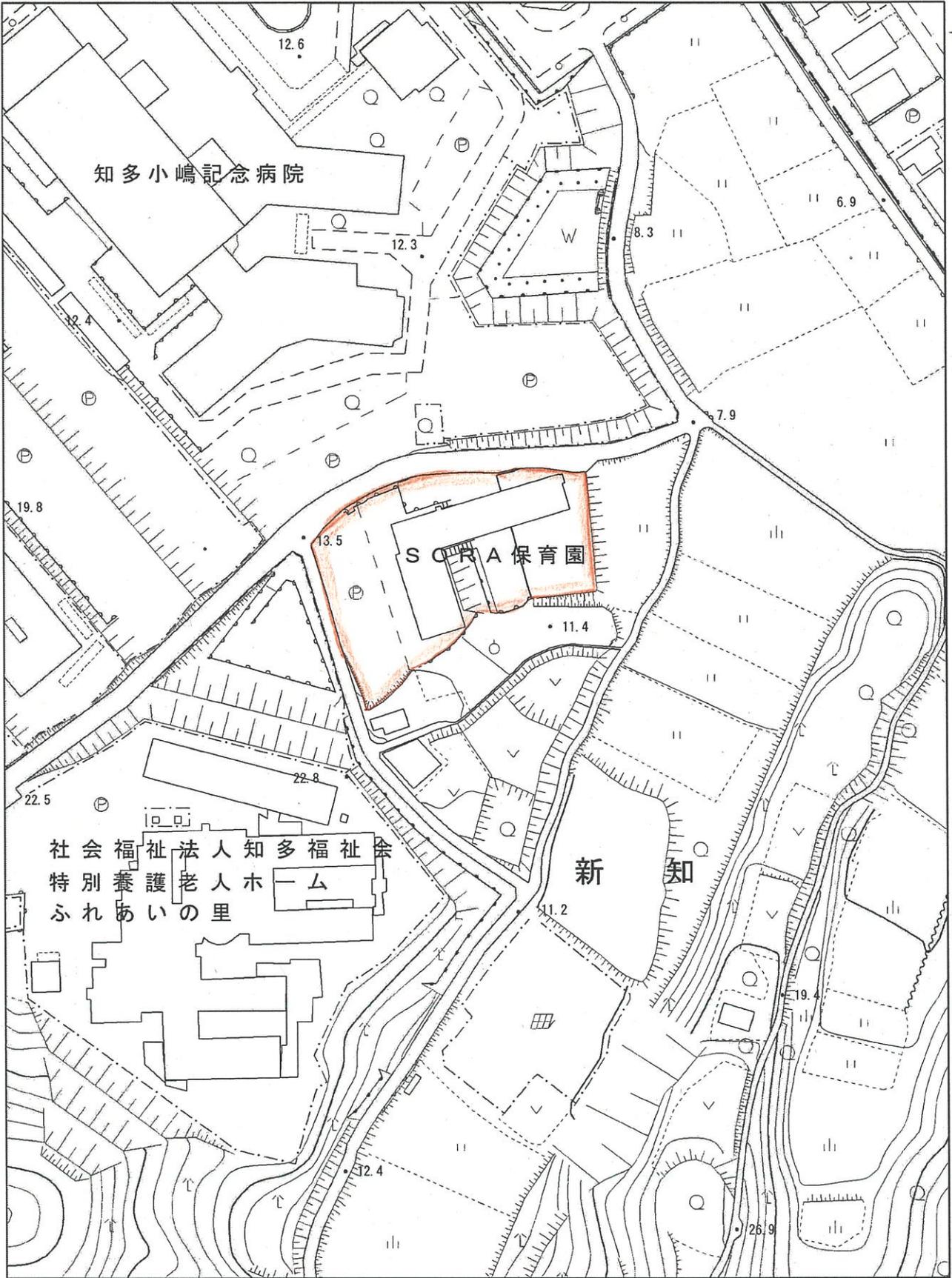
新知字二タ股の一部

- 3 供用を開始する排水施設の下水排除方式

分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

知多市南浜町25番地 知多市南部浄化センター



1/1,500

0m 25m 50m 75m 100m

知多市都市計画図1,500分の1を加工して作成